

いわき市職員 受験案内

いわき市職員採用候補者試験

医療職【 公衆衛生医師 】

申込受付期間	口述試験日
随時 (採用予定人員に達した場合は受付終了となります。)	随時 (受験者と相談の上、日程を調整します。)



1 採用職種・採用予定人員・受験資格・年齢要件・主な業務

職種	採用予定人員	受験資格	年齢要件	主な業務
医師	1名程度	医師の免許を有する者。ただし、平成17年4月1日以降に医師免許を取得した者にあつては、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了した者又は採用日までに修了が見込まれる者。	40歳位まで	保健所において、保健衛生・公衆衛生の向上のための業務に従事します。

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ いわき市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の方法・内容

- (1) 試験は次のとおり実施するものとします。
- (2) 合格者は、得点の高い順に決定します。ただし、基準点に満たない場合には不合格となります。
- (3) 障がい等により、試験に際して配慮を希望する場合は、その旨を履歴書(様式2)の備考欄に記載して下さい。ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

試験種目	内容
口述試験	人物についての個別面接による試験



3 申込手続

提出書類に不備等がある申込みは受理できない場合があります。受験案内や提出書類に十分に目を通し、確認のうえ、申込み手続を行ってください。

交付を受けた受験票は試験当日、必ずお持ちください。

1 提出書類

- ① 受験申込票・受験票（様式1）
- ② 履歴書（様式2）
※履歴書中の職歴は、医師免許取得後の臨床研修を含め省略することなく記入してください。
- ③ 医師免許証の写し
- ④ 障害者手帳等を所持している方については、障害者手帳等の写し（障がい名、障がいの等級及び交付年月日が記載されている頁）を添えてください。

①受験申込票・受験票（様式1）及び②履歴書（様式2）は、いわき市ホームページからダウンロードできます。

2 申込方法（インターネットのみ）

「LoGoフォーム」を用いて、インターネットにより申込みしてください。

次のURLまたはQRコードからアクセスし、採用試験申込みの手続を行ってください。

申込URL：<https://logoform.jp/form/NczP/559885>

氏名、住所、郵便番号、メールアドレス、生年月日を記入の上、1の提出書類をアップロードしてください。



受験票は申込受付後1週間程度で登録したメールアドレスに、添付ファイルで送信します。
受験票はカラープリンタで印刷し、試験日当日、必ずお持ちください。

4 試験の日時・場所

試験の日時及び場所は、受験者に対し、別途通知します。

5 合格発表

受験者全員に対し、郵送により書面にて通知します。また、合格者の受験番号を、市役所（本庁・各支所）の掲示場に掲示するとともに、市ホームページ上にも掲載します。

6 受験結果の開示

試験結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により人事課において閲覧することができます。

閲覧を希望する方は、受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証等）をお持ちのうえ、受験者本人が直接、人事課へお越しください。電話、はがき等による請求は受付できません。

受付時間は、土・日曜日、国民の祝日を除く平日の午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までです。（正午から午後1時までは試験結果閲覧の受付はできませんのでご注意ください。）

閲覧請求できる者	閲覧内容	閲覧期間	閲覧場所
受験者本人	・順位 ・得点	試験の可否の 通知日から1か月間	人事課 市役所本庁舎4階

7 合格から採用までの流れ

- 合格者は、採用候補者名簿に登載され、このうちから順次採用者が決定されます。
採用候補者名簿の有効期間は、採用候補者名簿に登載されてから1年間です。
- 申込内容に虚偽があった場合には、採用後であっても、失職する場合があります。
- 合格者（採用候補者名簿登載者）のほかに補欠合格者を決定することがあります。補欠合格者は欠員が生じた場合に採用候補者名簿に登載されます。

8 給与・勤務時間・福利厚生等

(1) 給与について

いわき市職員の給与に関する条例の規定に基づき、次のとおり支給されます。

職種	初任給 (初任給調整手当、地域手当含む)	諸手当
医師	大学卒業後2年間臨床研修を修了した直後に採用された場合 約741,000円 【以下参考】 職務経験5年： 約781,000円 職務経験10年： 約825,000円 職務経験15年： 約858,000円	扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの手当の支給条件に応じて支給されます。

※ 職務経験等を有する場合は、その経験に応じて初任給が増額調整されます。

(2) 勤務時間について

- 1週間当たり38時間45分で、1週間当たりの勤務日数は5日（月曜日から金曜日まで）です。
- 1日当たりの勤務時間は7時間45分で、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む。）です。

※ 職場によっては、勤務日及び勤務時間が異なる場合があります。

(3) 休暇、休日等について

- 休日：原則、日曜日及び土曜日（週休日）のほか、国民の祝日及び年末年始が休日です。
- 年次休暇：1年目は年15日、2年目以降は年20日付与されます。
- 特別休暇：夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、子育て休暇、忌引休暇などがあります。
- その他：病気又は負傷のための休暇、介護休暇、育児休業、育児部分休業などがあります。

※ いわき市では、子育てしやすく働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

(4) 福利厚生制度等について

- 地方公務員等共済組合法に基づき共済組合に加入し、短期給付（医療保険）及び長期給付（年金）を受けるほか、各種福祉・保健事業を利用することができます。
- 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙とし、施設によっては例外的に敷地内喫煙を可能としています。

問い合わせ・書類郵送先

いわき市役所総務部人事課人事係（本庁舎4階）

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

電話（代表）0246（22）1111（内線）2152・2153

（直通）0246（22）7403

